平成２６年（再イ）第５号

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1670番地156

再生債務者　竹内　政輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年６月９日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２７年（再イ）第２号

静岡県富士宮市小泉446番地の11

再生債務者　横澤　英明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年６月９日

静岡地方裁判所富士支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２３号

宮崎市大字恒久562番地４

再生債務者　上峯　憲司

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成27年６月９日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１８号

大阪府枚方市西禁野１丁目４番45―101号

再生債務者　奥村健太郎

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月６日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月９日から平成27年７月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第２号

北九州市八幡西区貴船台４番20号

再生債務者　林　　光則

1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月６日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月13日から平成27年７月21日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１０００２号

東京都江戸川区小松川４―82―10

再生債務者　山本　和浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月19日まで

平成27年６月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１０００８号

東京都足立区南花畑２―20―２―204

再生債務者　川戸　亮介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月19日まで

平成27年６月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号

堺市堺区向陵東町２丁１番27号　エクセレンスもず308号

再生債務者　紀仲　忠史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年７月６日まで

平成27年６月８日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第７号

長野県松本市中山台29番13号

再生債務者　永崎　敏之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年７月７日まで

平成27年６月９日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

新潟市西区東青山２丁目３番地13

再生債務者　石塚　　篤

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年６月８日　　新潟地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

記

一　効力発生日は平成二十七年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

二　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十二日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇五号）

平成二十七年六月十七日

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号

（甲）エステー株式会社

代表執行役　鈴木　貴子

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号

（乙）株式会社ジャパン・コーポレーション

代表取締役　員瀬　　仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

記

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十二日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇五号）

平成二十七年六月十七日

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号

（甲）エステー株式会社

代表取締役　貴子

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号

（乙）株式会社ジャパン・コーポレーション

代表取締役　仁

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月八日

掲載頁　五十一頁（号外第一二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月八日

掲載頁　五十一頁（号外第一二八号）

平成二十七年六月十七日

名古屋市緑区清水山二丁目一六〇六番地

（甲）株式会社ソルテイーポンプコンサルタント

代表取締役　徳美　文偕

大阪市淀川区宮原五丁目一番三号

（乙）株式会社大阪マルテイー

代表取締役　徳美　文偕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十七日

大阪市西区江之子島一丁目七番三号

合同会社TORNADO

代表社員　山田　　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度においては、損失の填補のみを行うため、債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年六月十七日

東京都新宿区四谷四番地

株式会社ルーカンパニー

代表取締役　越智　通勝

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月八日

掲載頁　五十一頁（号外第一二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月八日

掲載頁　五十一頁（号外第一二八号）

平成二十七年六月十七日

名古屋市緑区清水山二丁目一六〇六番地

（甲）株式会社ソルテイーポンプコンサルタント

代表取締役　徳美　文偕

大阪市淀川区宮原五丁目一番三号

（乙）株式会社大阪マルテイー

代表取締役　徳美　文偕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十七日

大阪市西区江之子島一丁目七番三号

合同会社TORNADO

代表社員　山田　　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度においては、損失の填補のみを行うため、債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年六月十七日

東京都新宿区四谷四番地

株式会社ルーカンパニー

代表取締役　越智　通勝

財務省共済組合員証失効広告

国家公務員共済組合法（昭和33年５月１日法律第128号）第37条第２項の規定により、次の共済組合員証は失効する。

平成27年６月17日

財務省共済組合名古屋国税局支部長

1　失効する財務省共済組合員証の記号、番号、資格取得年月日、発行機関所在地、保険者番号、名称、交付年月日

27、1009717、平成22年４月１日、名古屋市中区三の丸３－３－２名古屋国税総合庁舎、31230188、財務省共済組合名古屋国税局支部、平成24年11月22日

2　失効年月日　平成27年６月18日

3　失効の事由　国家公務員共済組合法第37条第２項該当